

学術講演会ご参加にあたっての注意事項

2024年5月27日 学術委員会

全口頭発表者の皆様(現地参加及びオンライン参加どちらも含む)

◎ 著作権について

オンライン配信を行う学術講演会での発表は、著作権法上の「公衆送信」に相当するとされています。著作権に充分ご留意の上、口頭発表用の資料を作成してください。講演資料(コンテンツ)の著作権は発表者に帰属します。したがって、**当該講演資料が第三者の権利や利益の侵害問題を生じさせた場合、発表者が一切の責任を追うこと**になります。以下は、基本的注意点です。ご存知の内容と思いますが、今一度ご確認ください。

1. 著作権や著作隣接権の許可なく他者が著作権を有する写真・映像は使わないこと。
2. 著作権や著作隣接権の許可なく他者が著作権を有する音楽は流さないこと。
3. 著作権/著作隣接権の許諾が不明または曖昧な写真・映像は使用しないこと。
4. 社寺仏閣、美術工芸品、人物などの写真や映像は発表者自身の撮影であっても使用しないこと。
5. 引用に際しては、次の「引用の三要件」を遵守すること。
 - 引用部分を「 」などで明確に表示すること。
 - 引用部分を最小限とし、発表原稿のオリジナル部分が大半であること。
 - 出典の明示を行うこと。
6. 出版物の図や表の引用は、版元に問い合わせ、適切に使用すること。

電子情報通信学会の「[オンライン発表でのプレゼンテーションガイドライン](#)」が参考になります。

なお、本ガイドラインに記載されていない事項に関しても、著作権問題に抵触する場合があります。本学会の特徴として、上記注意点のいくつかに該当するかと思いますが、「衛星画像の利用(表示など)に関しては(特に商用衛星の場合)データ提供元のデータポリシーや規約に遵守すること」は非常に重要な点に思います。これらの点にご留意の上、**ご自身の判断で講演資料を作成**して下さい。

全参加者への禁止事項

- ◎ 学術講演会のオンライン配信・要旨集・論文集などの URL 及びパスワードやパスコードを非参加者に開示・拡散することを禁止します。
- ◎ 発表者の承諾なしに発表内容の録音・録画・スクリーンショットなどを含む撮影及びそれらの転用、又はウェブサイト上や SNS などへの掲載を禁止いたします。